



2006 年報告書

国名: ??? 国

協会? :KOSA(Korea Staffing Association)

??? 号: +82-2-553-1661

FAX 番号: +82-2-553-1663

住所: #1413? Taeheran Officetel707-38

Yeoksam-Dong, Gangnam-Gu, Seoul,,Korea 135-918

会長名:Yong Hoon, Lee

???? 名: Moon Seok, Yang

所属する団体: Korea Employers Federation

.立法と政策

1. 直近 1 年間で貴協会の活動に影響した法律の最も重要な変化について説明して下さい。

2007 年 5 月に、派遣労働の改定法案(施行令)が、本会議を通過しました。

	改定前	改定後(現時点)
職業分野	26 職種	32 職種
期 間	最高 2 年: 1 回の契約は 1 年以内。1 回の延長が可能。	最高 2 年: 1 回の契約は 1 年以内、契 約の延長は何回でも行える
		55 歳以上に対しては、期 間の制限はない
差別廃止の適用	なし	派遣労働に対する賃金や労 働条件の差別を廃止する

2. 直近 1 年間の、政府との関係でどのような発展がありましたか。

- ・ 派遣労働可能職種が一部拡大されました。(改定法案に含む)
- ・ 産休中に引き続き派遣労働サービスの再契約が許可された労働者がいる場合の、派遣業者への補助金交付がなされました。
- ・ 派遣業者における、高齢者対象の雇用促進相談機関が設置されました。
- ・ 民間雇用事業の範囲を制限することへの問題を提起しました。

3. 貴国において、派遣事業はどの職種でまだ禁止されていますか。



- ・大韓民国では32職種のポジティブリストとして派遣業の職種を制限しています。現在のところ、派遣可能職種は以下の通りです。

コンピューター関連専門家と準専門家/行政・経営及び財政専門家/特許の専門家/記録保管員、司書及び関連専門家/翻訳家及び通訳士/創作及び公演芸術家/映画・演劇及び放送関連専門家/その他電気工学技術工/電気通信技術者/製図技術従事者、CAD関連の業務/光学及び電子装備技術従事者
正規教育以外の教育準専門家/その他教育準専門家/芸術・芸能及び競技準専門家/管理準専門家/事務支援従事者/図書・郵便及び関連事務従事者/電話交換及び番号案内事務従事者/顧客関連事務従事者/顧客関連事務従事者/個人保護及び関連従事者/飲食調理従事者/旅行案内従事者/ガソリンスタンド店員/その他小売企業店員従事者/電話通信販売従事者/自動車運転従事者/ビル掃除従事者/駐車場管理員及び警備員/配達・運び及び検針関連従事者

4. 来年度、貴協会にとっての優先政策を3つ上げて下さい。

- 1)派遣法の改定案に対する、派遣業界としての認識を示し対策を提示します。
- 2)合法的かつ健全な派遣会社と、協会からの支援策とが、円滑に機能するようなプロモーション活動を提案します。
 - 優秀な人材派遣業者の認定制度
 - 派遣スタッフ向け定期的研修プログラムの実施
- 3)競争力の上昇と業界浄化のためにKOSAの役割を拡大します。
 - 不自由な制限や指導の簡易化、倫理憲章等の拡大

・派遣業への制限

1. 免許制か認可制が派遣事業にありますか。その場合、この制度は不合理であったり、不当な義務要件になっていませんか。
 - ・派遣事業はライセンスを受ける必要があります。不均衡な要件というものはありません。
2. 業者は財務的な担保を提供しなければなりませんか。また、どのようにこの義務を評価しますか。
 - ・財務保証は必修となっていません。
3. 派遣労働サービスの利用理由に関する規定がありますか。
 - ・利用理由に関しての制約事項は全くありません。



4. 業者が提供できるサービスは、人材派遣に限られますか、それとも他の HR サービス(例えば、新人募集、再就職斡旋)も提供できますか。

- ・臨時又は不定期労働は3カ月まで派遣が認められています。(最大6カ月)
- ・ヘッドハンティング、アウトソーシング事業、人材紹介業を同時運営することにおいて、個別の制限はありません。

5. 派遣事業の期間の上限は貴国において適切ですか。

- ・前述の「1.立法と政策」の1と3を参照してください。

6. 派遣労働者契約に関して適用される制限がありますか。(例えば、期間制限のない契約を結ぶことの禁止、度重なる契約更新や待機期間の制限)

- ・派遣労働契約期間の許可範囲は、2年間(上の期間中に契約更新の回数は限られていません)を上限とします。それ以上は正社員雇用とすることになります。また、6カ月を上限とした臨時的又は不定期労働として許可されている業務があります。
- ・待機期間の制限は全くありません。

7. 貴国において、派遣業が直面するその他の規制をあげて下さい。

- ・派遣労働期間が2年以上の場合、派遣先企業へ雇用義務が課せられます。
- ・同一労働同一賃金が定められています。(非正規職保護法)

市場開発

1. 国内市場(特に業界売上高のトップ5の会社名と市場全体における収益または売上高の情報を含む)の経済的發展を述べてください。

- ・合法的な派遣事業全体の売上は、1.4兆ウォンです。(110~130億ウォンに達する純益)
- ・派遣会社の数は、2000年以来絶え間なく減少する傾向がありましたが、2005年には一時増加しました。(1,153社)
しかし、2006年12月末には、前年と比べて派遣会社数は約6.7%(77社)減少しました。
- ・派遣先会社数は、法制定以来毎年増加する傾向にあります。2006年12月末には、派遣先会社数は10,055となり、前年と比べて約11.0%の増加となりました。
- ・また、派遣労働者数は2005年には増加に転じ(57,384人)、2006年12月末には、前年と比べ15.6%(8931人)の増加となりました。



2. 国内経済開発の比較における、民間派遣事業の発展の特徴を述べて下さい。

- ・派遣労働者に対する雇用義務と、同一労働同一賃金に関する法施行以来、アウトソーシングへ積極的に切り替えられています。
- ・今後は、派遣業者の合法的契約能力と新市場の開拓能力がこの産業分野発展の鍵となります。
- ・政府が合法的な派遣労働を徐々に拡大する施策及び非合法的な契約への罰則の枠組みを作成することを期待します。

・統計

国内における、稼働民間派遣会社数。貴協会会員であるかどうかは関係ありません(法人単位、事業所数ではありません)	1,076 社
貴協会会員の派遣会社数(法人単位、事業所数ではありません)	93 社
すべての派遣会社の事業所数	1,650 事業所
貴協会会員、派遣会社の事業所数	660 事業所
すべての派遣会社(貴協会会員と非会員)を通して派遣された派遣労働者数(常用換算)	66,315 人
貴協会会員派遣会社をととして派遣された派遣労働者数(常用換算)	45,000 人
国内で、派遣会社によって雇われた正社員の数	1,800 人
総労働者人口に占める派遣労働者割合(貴協会会員)	0.29%
総労働者人口に占める派遣労働者割合(全派遣会社)	0.43%
総労働者人口(公共部門を含む)	15,350,000 人
2006年の派遣事業の取引高(単位100万)	(未記入)

2006年12月統計